

## 地域自治協議会設立要件に係る規則改正について

### 1 主旨

- 地域自治協議会の新たな設立が進んでいないことから、様々な取組の一環として課題への対策のひとつとして、規則に定める地域自治協議会の設立要件の見直し。
- 地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則 5月26日付公布・施行

### 2 現状の課題

- 届出済み自治会の半数以上の加入を要件としていることから、地区自治連合会の加入自治会数が少ない場合に、地域自治協議会の設立が困難  
(※単位自治会の規模等が多種多様であることから、自治会数のみを基準とした要件では、実態として世帯数や人口数と乖離が生じるため、設立が困難となるおそれ)
- 主要4団体（地区自治連合会、地区自主防、地区社協、地区民児協）の状況や関係性がさまざまであることから、全ての加入や連携が難しい場合に設立が困難

### 3 規則改正の概要

- ① 「届出済の自治会の半数以上」の規定を、自治会の数のみでなく住民の世帯数も考慮した基準に変更（第2号を分割し、さらに（ア）（イ）に分割）
- ② 構成団体は「地区自治連合会を必須」とし、地区社協、地区民児協、自主防については原則として参加していることとする。

#### 4 地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（改正内容・抜粋）

（協議会の認定要件）

第2条 条例第2条第8号の規定による認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) おおむね市立小学校の通学区域を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。

(2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 区域内に存する自治会の半数以上が参加していること。

**イ 構成員に含む自治会の加入世帯の総数が、区域内に存する自治会の加入世帯の総数の半数以上であること。**

(3) 地区自治連合会が参加しているほか、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が原則として参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。

(4) 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されていること。

(5) 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できること。

(6) 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画（以下「地域自治計画」という。）が策定されていること。

(7) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

改正前規則：（協議会の認定要件）

第2条 条例第2条第8号の規定による認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

略

(2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。

略